

# 中国会社法における法人財産権 の概念をめぐって

周 劍 龍

- I 序
- II 国有企業の改革と「両権分離」論
- III 法人財産権の法認とその法的構成
- IV 法人財産権と株主権
- V 法人財産権と国家所有権
- VI 結語

## I 序

1993年12月に成立した中華人民共和国会社法（以下「会社法」という）<sup>(1)</sup>は、その4条2項において、会社が株主の出資によって形成されたすべての法人財産権を有し、また法に基づいて民事上の権利を有し、民事上の責任を負うと規定したことによって、明確に法人財産権を法定するに至った。周知のように、中国は、既に1986年4月に成立した「民法通則」によって法人制度を導入した。「民法通則」のなかに法人の成立する要件の一つとして「必要な財産または経費」を有することがあげられている（37条2号）。にもかかわらず、会社法の中に法人財産権を明記する必要がどこにあるのかと疑問を感じる者は少

---

(1) 中国会社法の基本内容について、拙稿「中国国有企業の改造と法——中華人民共和国会社法を評する——」判例タイムズ840号（1994）50頁以下、酒巻俊雄＝志村治美＝中島敏次郎等「特集・中国会社法の制定と諸問題」判例タイムズ857号（1994）4頁以下、宮坂宏「中国の会社法制定を巡って——政策と法——」専修法学論集62号（1994）1頁以下参照。

なくないように思われる。現に中国では法人財産権の内容をいかに解するかを巡ってさまざまな見解が示され、議論が沸騰している。本稿は、法人財産権に関する現在の議論の状況を紹介・検討することを目的とするものである。そのために、経済改革・開放政策が実行されてから法人財産権を法認するに至ったまでの国有企業<sup>(2)</sup>の財産権に関する理論と法の展開を述べることは不可欠と思われるので、まずは国有企業の改革と「両権分離」論を述べることから本稿を始めよう。

## II 国有企業の改革と「両権分離」論

### 1 国有企業に対する「放権譲利」と法

全人民所有制と集団所有制を主要な所有形態とする中国の社会主義公有制は、1949年に中華人民共和国が成立した後、官僚資本の没収、土地改革、民族資本の半強制的な併合などを経て次第に確立されたものである。こうした公有制の運営の必要に応じて、1953年から57年までの第1次5カ年経済計画の期間から、主として旧ソビエトの経済体制に倣い、中央集権的な経済計画体制が次第に構築されるに至った。この計画経済体制の特徴については、次のように要約することができる<sup>(1)</sup>。

すなわち、第1に、経済計画の最終的な目標が全人民所有制経済セクターの拡大、集団所有制セクターの縮小と私的所有の消滅であるために、生産財の所有構造の単一化が押し進められていた。

第2に、政府によるミクロ経済への干渉が日常的、網羅的であった。政府は行政命令を通じて、財の生産から分配までのあらゆる経済活動にその支配を浸透させた。

第3に、政府の干渉がもっぱら行政命令に頼るために、価値法則と経済テコ

---

(2) 中国では正式な法律用語として「全人民所有制企業」が用いられている。1980年代末までは一般的に国営企業という表現が用いられていたが、経済改革によって、国が企業を直接に経営することは改められたので、国営企業という表現は実状に合わなくなった。そこで、90年代に入ってから、国有企業という表現は一般的に用いられるようになった。本稿では、国有企業または全人民所有制企業を用いることにする。

(1) 九州大学中国経済研究会編『中国の経済制度と統計・会計制度』九州大学出版会(1991)205頁参照。

の利用が放棄され、市場の不在と歪んだ価格構造がもたらされた。

第4に、国家全体の利益を強調する余り、企業間、個人間の絶対的な利益平均化現象が生じた。

こうした中央集権的な計画経済体制の下では、経済活動の主要な担い手である国有企業の経営管理体制に関して言えば主として次のような弊害があったと指摘しうる。つまり、企業は経営自主権を全く認められておらず、ただ生産機能しか有しない工場であり、いわば行政機関の付属物にすぎなかったのである。その結果、企業間、従業員間に悪平等が横行し、企業間の競争が見られず、企業の活力が次第に失われ、中国経済の全体が相当立ち遅れる状態に置かれていた。

このような弊害を解消し、国有企業の活性化を図るために、まずは経済改革・対外開放政策を明確に打ち立てた中国共産党第11期中央委員会第3回総会が開催された1978年12月から1983年までの5年間、国有企業に対して「放権讓利」、つまり企業の経営管理自主権の拡大、経済責任制の実施および「利改税」を内容とする国有企業の改革が行われた<sup>(2)</sup>。この一連の改革に関する法令が下記のような3つの段階に分けて制定・公布された。

第1段階（1978—80年）では、企業の経営自主権の拡大が国有企業の改革の主要な内容であった。四川省では、農業の改革と歩調合わせ、全国に先駆けて早くも78年10月に一部国有企業の自主権拡大のテストが行われ、その成果が非常に大きかった。その経験を踏まえて、そうしたテストを全国に広げるために、1979年7月13日に中国政府である国務院は、「国営工業企業の経営管理自主権の拡大に関する若干の規定」（以下「経営管理自主権の拡大規定」という）、「国営企業の利益留保の実施に関する規定」（以下「利益留保規定」という）などを制定・公布した。こうして、国有企業への「讓権放利」のために法的・政策的な根拠は与えられることになったのである。

これらの規定の概要はこうである。まず生産経営に関して、「経営管理自主権の拡大規定」によれば、企業は、必ず国家の定めた経済計画を実現するという前提の下で、燃料、原料、材料などの条件を考慮し、生産建設および市場のニーズに照らして、補足計画を作成することをできる。企業がその補足計画に基づいて生産した製品は、商業、対外貿易および物質の部門がそれを購入しな

(2) 経済改革初期における国有企業の改革の経過について詳しくは、劉国光・周桂英主編『中国改革全書——工業企業体制改革卷』大連出版社（1992）3-25頁参照。

い場合、企業が国家の規定する価格政策に従い、それを自ら販売し、または商業、対外貿易および物質の部門に委託販売することができる。次に従業員の採用に関して、企業は国家の規定した採用枠内で企業の実状を考慮し、採用基準を自ら決め、採用試験をもって、従業員を採用することができるとされた。

さらに利益留保に関して、「利益留保規定」によれば、独立採算制を実行するすべての企業は、経営の利益が出た場合、国家の定めた割合に応じて、利潤の一部を内部留保し、またそれを生産発展の基金、従業員福祉基金および従業員奨励基金に組み入れることができるとされた。実際に80年末までに、全国で大体83,400社の国有企業中6,600社で、部分的ではあるが、計画・販売・資金運用・中堅幹部の任命などに関して自主権が認められることになったといわれる<sup>(3)</sup>。

第2段階(1981—82年)では、国有企業の改革に関して、経営自主権の拡大を押し進めながら、企業の経済責任制の実施も始められた。この経済責任制とは、利潤の請負責任制のことを意味する。この責任制の下では各企業が国家の定めた利潤上納額を納めた後、なお残存した利潤がある場合にそれを獲得するのである。1981年11月に國務院は、「工業生産経済責任制の実施の若干問題に関する暫定規定」を公布した。その中で経済責任制を実施することによって、企業の相対的に独立した経済実体を確立することはとりわけ強調された。

第3段階(1983—85年)においては、国有企業の改革の中心内容は、「利改税」であった。それは、國務院が1983年4月に財政部(日本の大蔵省に相当する)の作成した「国营企業での利改税に関する実施方法」を批准したことより始まった。「利改税」とは、国有企業の全利潤上納方式を納税方式に切り替えることであるが、それは、単なる税制改革に留まらず、国有企業の利潤分配制度の全体に関わるものであった<sup>(4)</sup>。この税制改革によって、大・中規模の国有企業に対して等しく55%の法人税が課されることになった。国有企業に対する「利改税」の改革は、実は4年をかけてようやく86年末に完成された<sup>(5)</sup>。

さらにまた、こうした一連の改革の経験を総括する意味合いで、1983年4月

(3) 楊万霖編『承包租賃股分経営指南』黒龍江科学技術出版社5頁、九州大学中国経済研究会編・同前掲注(1)。

(4) 九州大学中国経済研究会編・同前掲注(1)206頁。

(5) 劉国光・周桂英編・同前掲注(2)25頁。ただ、現在では国有企業に対して課される法人税率が中国国内にあるその他の種類企業と同様に33%になっている(「中華人民共和國企業所得税暫定条例」2条)。

に国务院の公布した「国营工業企業暫定条例」の中に企業の経営管理自主権等に関する規定は設けられた外、中国は、82年に憲法をも改正し、国有企業の経営管理自主権を初めて憲法に盛り込むに至った(16条)。ただ、それに関しては二つの制限があるとされた<sup>(6)</sup>。その1つは、国家の統一的指導への服従と国家計画の全面的達成を前提としなければならないこと、もう1つは、法律の定める範囲内であることである。

## 2 「両権分離」論と法

企業の経営管理自主権の拡大など上記のような一連の改革によって、まぎれもなく国有企業の経営者に企業経営のインセンティブが与えられ、企業間や従業員間に競争が芽生え、企業に活力が幾分見られるようになった。しかしながら、そうした単なる経営自主権の拡大や利益の内部留保などの方法で、企業とくに大・中規模の国有企業の活力を最大限に引き出すうえで限界が相当あったことも事実である。つまりそうした方法のみによって、企業内部において責任・権限・利益を三位一体とする経営メカニズムを形成することは難しく、また企業は、その経営管理自主権がいつかまた行政機関の思うままに回収されてしまうことから明らかなように、依然として行政機関の付属物にすぎない状態に置かれていた。こうした状況を変えて、企業を、独立採算制が貫徹されるような本来の意味における相対的独立した経済実体に変えるために、さらなる改革は不可欠であると認識された。そこで、当時でほんの僅かな小規模の国有企業で実施されていた経営請負制の経験を踏まえ、また先進資本主義国家で一般的になった会社所有と会社経営との分離の実践と理論を参考に、国有企業の改革に対する明確な理論指針として、国有企業の所有権と経営権を分離するという「両権分離」論は登場した。この理論は、企業に対する国家の所有権の維持を前提に、生産、営業、人事などを決定する権限を一括して経営権と位置づけそれを企業に認める画期的なものである。

法規上ならびに重要文書の中における「両権分離」論の現れは下記のような変遷過程を辿ったと思われる。まず、1983年4月に国务院の制定した「国营工業企業暫定条例」の中に、経営権という用語が用いられなかったものの、「企業は、国家の規定した企業によって経営管理される国家財産に対して、法に基

(6) 1993年に中華人民共和国憲法は改正され、国有企業の経営自主権に関して、「国有企業は法律に規定する範囲内において自主的経営の権利を有する」に改められた。

づいて占有、使用および処分の権利を有する」と規定された。そして1984年10月に開催された中国共産党第12期中央委員会第3回総会で採択された「経済体制改革に関する決定」には、「マルクス主義の理論および社会主義の実践に基づき、所有権と経営権を適当に分離することは可能である」と明確に書かれた。その後、1986年4月に成立した中国民事法の基本法である「民法通則」<sup>(1)</sup>は、「全人民所有制企業は国家により経営管理を授権された財産に対し法に基づいて経営権を有し、それは法によって保護される」と規定し(82条)、ならびに「全人民所有制企業は国家によりその経営管理を授権された財産をもって民事責任を負担する」とも規定した(48条)。さらにまたそれまでの経済改革の経験を踏まえて、1988年4月に制定された「全人民所有制工業企業法」(以下「企業法」という)の中に、「企業の財産は全人民所有に属する。国家は所有権と経営権との分離の原則に基づき、経営管理を企業に委ねる。企業は国家よりその経営管理を授権された財産に対して、占有、使用および法による処分の権利を有する」との規定が設けられ(2条2項)、なおその第3章に13項目にわたり、生産経営決定権や、製品・役務価格決定権や、人事管理権などが具体的に列挙されている。こうして、企業の経営権は、より明確、完備された形で認められるようになった<sup>(2)</sup>。1992年になって、実際に企業の経営権がなかなか確保できないことを是正するために、「全人民所有制企業経営メカニズム転換条例」(以下「メカニズム転換条例」という)は制定され、その中に企業の経営権が再確認された。

実際に「両権分離」論に基づいて国有企業に取り入れられた改革措置としては、経営請負制<sup>(3)</sup>やリース経営責任制<sup>(4)</sup>などが挙げられる。

- 
- (1) 中国の「民法通則」の解説については、鐘薇「中国民法通則についての基本的考察(上)(下)」一橋研究12巻1号(1987)113頁、2号(1987)47頁以下、鈴木賢「中国における民法通則制定とその背景(1)(2)(3)」法律時報60巻3号70頁、5号66頁、6号(1988)67頁以下、中国の民法に関する概略的検討については、王家福=乾昭三=甲斐道太郎編著『現代中国民法論』法律出版社(1991)参照。
- (2) 王保樹『論「全民所有制工業企業法」在企業立法上的突破』1988年第4期5頁。
- (3) 経営請負制とは、国が注文者、企業が請負人となって企業経営請負契約を締結することをいう。この契約の下では、国が国の財産の占有と使用を企業に委ねるが、企業がその財産に対し占有権と使用権を有すると同時に、国に対して利潤を上納し、技術改善を行い、経済効率を保証するなどの義務を負わなければ

ただ、ここで留意すべきなのは、中国で国有企業の財産権の法的位置づけに関する研究が経済改革・開放政策が実行されてからのことではなく、これより先に既に1950年代に始まったことである。当時では、国有企業の財産権を経営管理権としてとらえる経営管理権説<sup>(5)</sup>は一般的であった。80年代の初め頃にこの説はなお一部の学者にも支持されていた。そのほかに、企業法人所有権説(後述)、商品所有権説<sup>(6)</sup>、占有権説<sup>(7)</sup>などがある。

ばならない。経営請負制に関して、1988年2月に国務院は制定した「全民所有制工業経営請負制暫定条例」がある。ただ、この暫定条例は、それまで実際に既に経営請負制が行われてきた事実を事後承認したにすぎない。というのは、1983年上半年より首都鋼鉄会社など一部の大企業で経営請負制のテストが始められ、87年5月までには全国的に普及し、88年末になって全国大・中規模の国有企業のうち93%で実施されたからである(何建章「認真完善和發展承包制」経済研究1989年第4期28頁,九州大学中国経済研究会編『中国の経済制度と統計・会計制度』九州大学出版会(1991)186頁参照)。

- (4) リース経営責任制とは、国が賃貸人、企業が賃借人となって、リース経営契約を締結することをいう。この契約の下では、国がその財産の占有や使用を賃借人に賃貸し、これによって、企業がその財産の占有権と使用权を有することになるが、同時に国に対しリース料を支払い、企業の設備の保全率や固定資産の増加を保証するなどの義務を負担しなければならない。リース経営責任制は、主として小規模の国有企業で実行されており、その詳細につき1988年6月に同じく国務院の公布した「全民所有制小規模工業企業リース経営暫定条例」に規定されている。この暫定条例も事後承認的なものにすぎない。実際に1984年瀋陽自動車会社など、小規模の工業企業でリース経営が試行されはじめ、1986年末に全国で3千余りの国有中・小規模の企業で実行されるようになった(九州大学中国経済研究会編・同上)。
- (5) その内容は、a, 国有企業が自らの権限において政策や法律に基づきその管理する財産を支配すること、b, 企業が法人格をもって取引に参入し、対外的に独立して財産上の義務を負担すること、c, 国家の意図に基づいて国家の財産に対し占有、使用および処分権能を行使することによって国家の経済計画を実現すること、であると解される。この説は、国有企業の財産権に関する旧ソビエトの学説の影響を強く受けたものであると思われる(法学研究編集部編著『新中国民法学研究綜述』中国社会科学出版社(1990)342-343頁, なおソビエト、東欧旧社会主義国家における国家と企業との関係に関する議論については、藤田勇「社会主義と財産」『岩波講座・基本法学3—財産』岩波書店(1983)47頁以下参照)。
- (6) この説では、全人民所有制企業の有する財産権が商品所有権とされ、つまりこの商品所有権が国家の所有する生産手段を基に企業の生産した労働製品に対して企業自身が持つ所有権であると主張される(王利明「論商品所有権」法学

### 3 企業経営権の法的構成

中国における経済改革の現実的要請は、企業の所有権と経営権との分離という「両権分離」論を生み出した。そうした思考の下で、国有企業の改革を確固たるものにするために、「両権分離」は「民法通則」や「企業法」などに明確に盛り込まれるようになった。しかし、法理論上企業経営権というものの位置づけは必ずしも明白に確定されたものではなかった。したがって、まずその法的構成を明確にするために、企業経営権の概念や、特徴や、性質などを巡って、かなり活発な議論が交わされた。

#### (1) 企業経営権の概念

企業経営権の概念に関して、中国には主として下記のような2つ対立した見解がある。その1つは、経営権は全人民所有制企業が国家の法律の授權した範囲内で国家よりその経営管理を授權された財産に対して占有、使用、収益および処分する権利を指すという見解である<sup>(1)</sup>。この見解は多くの支持を受け、多数説である<sup>(2)</sup>。

これに対して、もう1つは、経営権は国有企業が民事主体として国家よりその支配を委ねられた財産に対して占有、使用および処分をする権利を指すという見解である<sup>(3)</sup>。この見解は、一部の学者の支持を受けており、多数説と比べて、収益権を経営権の権能としていない。これは、おそらく「企業法」の2条2項に規定されている「企業は国から経営管理を委ねられた財産につき、占有、使用および処分の権利を有する」ところにその根拠を求めていると考えられるが、多数説の立場からは、次のような反論がなされている。

---

研究1986年第2期，馬俊駒「論国営企業法人的財産権性質」中国法学1987年第6期，法学研究編集部編著・同上450-351頁参照）。

(7) この説によれば、国家は企業の財産に対して所有権を持ち、企業は占有権を有する。企業の占有権は、国家によって授權されたものであり、国家の所有権から派生した一種の独立した物権である。この説は1980年に登場し、一部の学者にも支持されていた（法学研究編集部編著・同上343-344頁参照）。

(1) 法学研究編集部編著『新中国民法学研究綜述』中国社会科学出版社（1990）345頁。

(2) 同上。

(3) 佟柔＝周威「論国営企業経営権」法学研究1986年第3期，法学研究編集部編著・同前掲注（1）346頁参照。

つまり、確かに「企業法」2条2項に収益という表現が見当たらないが、このことは経営権の中に収益権能が含まれないことを意味せず、むしろ収益権能は占有、使用および処分の権能の中に含まれていると解されるべきである。すなわち、国家と企業が企業による財産運用で獲得した利益を法に依り分かち合うことを通して、企業の経営効率が直接に企業の経済利益と結び付けられ、企業の経営メカニズムの転換が図られることとなる。したがって、経営権の中に収益権能が含まれないとの考えは、明らかに企業経営権を認める政策目的に背く<sup>(4)</sup>。さらにまた、「全人民所有制工業企業経営請責任制暫定条例」に、経営請責任制を実行する企業は、国の資金と企業の資金を別々に記帳し、請負期間の留保利益および留保利益の投資により生じた固定資産や流動資産の増加分は企業資金とみなされる旨が規定されている(34条)。なお同条例では、企業が利潤の上納を達成できない場合、まず当該年度の企業の留保利益をもって補填・上納し、なお不足の場合は、企業資金をもって補填・上納すると定められている(35条2項)。ここにいう企業の留保利益は、企業の収益に当たるものである<sup>(5)</sup>、と。

そのほか、企業経営権は、民法通則ではその第5章「民事権利」の第1節「財産所有権および財産所有権と関係ある財産権」のところに規定されているから明らかなように、財産権として取り扱われているが、一般的に企業経営権の内容に財産権はもとより、人事権などのような企業の行政権も含まれると解される<sup>(6)</sup>。

## (2) 企業経営権の法的特徴

企業経営権の法的特徴に関しても、主として次のような2つの見解がある<sup>(7)</sup>。

その1つは、経営権の法的特徴を四つの側面からとらえている<sup>(8)</sup>。つまり、

(4) 鄭立=王作堂主編『民法学(第二版)』北京大学出版社(1995)224頁。

(5) 王保樹=崔勤之著(志村治美監訳)『中国企業法論』晃洋書房(1992)12頁。

(6) 鄭立=王益英主編『企業法通論』中国人民大学出版社(1993)179頁、なおこの書物についての紹介は、拙稿「中国の企業と企業法」東方165号(1994)34頁以下を参照されたい。

(7) 企業経営権の法的特徴に関する議論の整理は主に法学研究編集部編著・同前掲注(1)文献348頁に依った。

(8) 王家福=謝懷試等『民法基本知識』人民日報出版社(1987)165-166頁。

まず第1に、経営権は国家の所有権から派生し、国家の所有権の権能から分離された結果である。第2に、その生成は、国家の授権によるものであって、この点では、民法に規定されるその他の物権と大きく異なる。第3に、権利それ自体は限定される。つまり経営権は物権ではあるが、完全な物権ではなく、その財産の所有者たる国家による特別制限（例えば、その経営範囲が国家の主管部門による許可を経ることなど）を受けなければならない。第四に、経営権は、排他性つまり物権としての対世的効果を持つ。

もう1つの見解によれば、経営権の法的特徴はこうであるとされる<sup>(9)</sup>。つまり、第1に、経営権は派生性を持ち、国家による授権がその生成の前提となる。第2に、経営権は、相対的独立性を有する。企業経営権の及ぶ範囲は法律によって定められており、企業が合法的にその権利を行使する場合、いかなる組織や個人からの非合法的な介入は許されべきではなく、国家が企業の財産の回収や、他のところへの移転を意のままに命ずることも許されない。ただし、国家は、国有企業の経営活動に対して管理や監督を行う権利を有し、また法に基づいて企業に授権されたものを回収することもできる。第3に、経営権と所有権とは、重なり合うまたは一致する性質を有する。経営権の目的物は、国家財産である。経営権は、国家が人民全体を代表して所有権を行使する方式でもあり、同時に企業が独立して商品の生産経営に従事する権利の基礎を構成するものでもある。経営権の内容は、国家の授権する範囲内において国家を代表して国有財産を占有、使用、収益ならびに処分する権利である。第4に、経営権の法定性である。企業経営権の内容や範囲は、国家の法律や法規によって明確に規定されており、企業による権利の濫用は許されない。第5に、経営権は物権性を有し、一種の新しい物権である。

上記の2つの見解を比較してみると、両者間に表現の多少の違いがあるにすぎず、内容が実質的に殆ど変わらないのは明白であろう。

### (3) 企業経営権の性質

中国では、経営権の法的性質については、民法の立場から、財産権上の問題としてとらえられ、民法学者は、一般的に経営権が物権の一種であると考えている<sup>(10)</sup>。ただ、物権の種類が多いため、経営権が一体どの種類の物権に該当するかに対して、見解が分かれ、現在のところ主として次に述べるような四つ

(9) 鄭立=王作堂主編・同前掲注(4) 222-224頁。

(10) 法学研究編集部編著・同前注(1) 348頁。

の見解がある<sup>(11)</sup>。

まず第 1 に、経営権は新しい物権または新しい他物権であるという見解である。この見解によれば、経営権は、その内容を見て、まずは物権の一種に該当するが、しかしそれは、所有権ではなく、また伝統的な民法理論上にはないかなる種類の物権でもなく、中国が独自に考え出した、今まではなかった新しい物権または新しい他物権である<sup>(12)</sup>。

第 2 に、経営権を法人所有権としてとらえる見解である。この見解によれば、立法のなかには「経営権」の概念が用いられておるが、しかし実質的にみて、国有企業の財産経営権を企業法人所有権とみなすのはより適切であろう。というのも、政府と企業を分離する原則に照らしてみても、国家の果たすべき役割は唯一の出資者（唯一の株主）の役割のみであって、企業は独自に経営を行い、自ら利益を享受し、損失を負担する法人であり、しかも企業の財産は法律上すでに独立したのものになったからである。したがって、このことを考慮すると、国有企業の有する経営権は実質上相対的企業法人所有権であるという結論になるはずであると説かれる<sup>(13)</sup>。

第 3 に、経営権を用益物権としてとらえる見解である。つまり、この見解によれば、現段階における全人民所有制企業の経営権の中に実際に含まれる権利や、また経営権それ自体の示している法律関係からみても、経営権は未だ国家の財産所有権から完全に独立しておらず、占有、使用および収益の権能を含めるが、処分に関してはその一部の権能しか有しない（国家は企業財産の最終処分権を持つからである）。したがって、そういう意味では、現在企業の経営権は、民法理論の中に述べられている用益物権の特徴と一致している<sup>(14)</sup>。

第 4 に、二重的性質という見解である。この見解によれば、企業財産権は、

(11) 企業経営権の性質に関する議論の整理は、主に同上の文献349-350頁に依った。

(12) 佟柔＝周威・同前掲注(3)、王保樹「論『全民所有制工業企業法』在企業立法上的突破」中国法学1988年第4期6頁、鄭立＝王益英主編・同前掲注(6)185頁。

(13) 王家福＝謝懷試・同前掲注(8)169頁。

(14) 孫憲忠「論全民所有制企業对国家財産の経営権」政法論壇1984年第4期、鄭立＝王作堂主編・同前掲注(4)224頁。この見解につき、第一説の立場から、用益物権者は用益物権の客体つまり所有権者の財産を法律上処分することができないので、経営権は用益物権ではないと批判されている（鄭立＝王益英主編・同前掲注(6)182頁）。

企業が不特定の第三者からの不法行為における侵害を排除するような物権的性質を有する権利であると同時に、財産の所有者たる国家が企業に対して法律や契約に基づき国家財産の取り扱いに関する義務を履行するよう請求するような債権的性質を有する権利でもある。つまりこれは企業財産権が物権的性質と債権請求権的性質という二重の性質を持つことを意味するものである。しかし、物権的と債権的性質を単に併合したものとして企業財産権の二重の性質を理解すべきではなく、またその具体的な内容に関しても、企業財産権は、伝統民法にいう物権の形態でもなく、また債権の形態でもないと言われる<sup>(15)</sup>。要するに、それは物権的性質と債権的性質を融合した新たな権利形態である。

上記の諸説の中に、支配的な説がまだないが、第3の説は比較的多く支持を受けているように思われる。

#### (4) 企業経営権に対する法的保護

中国の「民法通則」の中に、国有企業の活性化を図るために企業の所有権と経営権を分離するという考えに基づいて企業経営権の概念が創出されたほか、またそうした権利を現実貫徹させることができるように、企業経営権は法律による保護を受けると明確に規定されている(82条)。これを受けて、「企業法」は、いかなる機関や組織(中国語=単位)であれ、法により企業の享有する経営管理自主権を侵害し、企業に対し人力、物力および財力を割り当て、企業に機構の設置を要求し、または機構の定員を決めてはならないとより具体的に定める(58条)。政府や政府の関係部門の決定がこの規定に違反した場合は、企業が当該決定を行った機関に対し取消を申請する権利を有するほか、取り消さなかった場合は、企業が決定を行った機関の一級上の機関または政府監査部門に対し申し立てる権利を有するとされる(61条)。こうした規定は、「企業法」は企業経営権の排他的性質を明確に認めていることを意味し、つまり、政府部門も含めた他人からの不当な干渉に対して、企業は「民法通則」の不法行為に関する規定により、損害賠償請求権を行使できるほか、上述の規定にもより、経営権妨害に対する排除請求権などといった経営権の物上請求権を享有すると解される<sup>(16)</sup>。

そして、1989年4月に成立した中国の行政訴訟法によれば、行政機関が法律により規定する企業経営権を侵害した行政行為を行った場合、企業は当該行為

(15) 董安生=劉兆年「論企業財産権的二重性質」法学研究1988年第2期。

(16) 王保樹・同前掲注(12)6頁。

に対する不服として裁判所に行政訴訟を提起し得るとされる。政府機関の行政行為に対し不服があるとき、企業法では、企業が取消申請や申立てをすることに留まるに対して、行政訴訟法では、企業が行政訴訟を提起し得ることは明かになった。ただ、どのような場合に政府機関の行政行為が企業経営権を侵害した行為に当たるかに関して、行政訴訟法は明確にしていない。「メカニズム転換条例」の47条に列挙されている12の行為は、行政訴訟法にいう企業経営権の侵害行為に当たると解されうる<sup>(17)</sup>。ちなみに「メカニズム転換条例」には、政府の関係部門がそうした諸行為のうち1つでも行った場合、上級機関がその是正を命じ、情状が重大な場合は、同級政府機関または関係する上級機関が主管者と直接の責任者に対して、行政処分をし、また犯罪を構成する場合は、司法機関が法により刑事責任を追及するとも規定されている。

#### (5) 「両権分離」論の限界

「両権分離」論のねらいは、中国社会主義経済の公有制のメルクマールである国有企業に対する国家所有権を維持することを前提に、国家による直接的企業経営を間接的経営に変え、企業が国家から経営管理を委ねられた財産に対し

(17) すなわち、それは、①管理権限を越え、濫用して指令性計画を下しならびに企業にその執行を強要したこと、②企業の投資戦略決定権に干渉しまたは企業の投資プロジェクトの審査承認に重大な過ちを犯したこと、③封鎖・制限またはその他の差別的な措置をもって、企業の物質仕入権または製品販売権を侵害したこと、④企業の製品・労務の価格決定権に干渉し、差し止めたこと、⑤企業の輸出入権を制限し、差し止め、あるいは企業が自主的に使用できる留保外貨を均等に徴用し、不法に占有し、流用したこと、⑥企業の留保資金を差し止め、または無償調達し、あるいは企業資産の処分権に干渉したこと、⑦企業に従業員に対して奨励・昇進昇給を行うように強要し、企業の従業員を採用・解雇・除名または労働契約の解除に干渉したこと、⑧法定手続きと条件に従わずに工場長やその他の工場長級の管理者を任免しまたは企業の中級行政管理者の任免に関する工場長の権利を侵害したこと、⑨企業に対応機構の設置・人員編成と級別待遇の規定を強要し、ならびに法律と國務院の規定に違反して、企業に対する検査・比較・評価・基準設置・昇級・鑑定・試験・審査を行ったこと、⑩非合法に企業に人力・物力・財力の提供を要求し、および割当を拒絶した企業に対して打撃報復を行ったこと、⑪法定手続きと条件に従わずに、企業の組織構造の調整を阻止しまたは脅迫したこと、⑫法による企業に対する監督・検査の職責を履行せず、またはその他の非合法的な企業経営権に対する干渉があり、企業の合法的権益を侵害したこと、である。

占有、使用、収益および一定の条件の下での処分権を行使することによって、損益を自己負担する独立した法人になるということである。この目標を達成するために、中国の法学者は企業経営権の概念や特徴などにつき精力的に研究し、また法律や法規も比較的詳細に規定を設けている。無論、実際に「両権分離」論は国有企業の改革に大きなインパクトを与え、一部の国有企業の経営にも活性化が見られるようになった。しかしながら、実務上全体的にみて、中国における外資系企業や郷鎮企業にみられる活力が国有企業において殆ど見られず、むしろ赤字の国有企業数が年々増大するばかりである。また政府の行政機関による企業への不当干渉も絶えず、企業が依然として行政機関の付属物にすぎない一方、企業もまた政府により付与された経営権の回収を恐れる余り、短期的な経営行為に陥りがちであり、法律や法規を犯しても企業の自己利益を求めず。

こうした現象は、「両権分離」論の限界を如実に物語っていると考えられる。その限界に関して下記のような鋭い指摘はなされている<sup>(18)</sup>。すなわち、まず、国家所有権と企業経営権との分離は、物権的方式や債権的方式によって実現できない。所有権発展の歴史、ことに現代株式会社の運営が示しているように、所有権は本当の意味でその権利主体から完全に分離されることができない。そもそも経営権というものは、独立して確立されうる法律概念ではない。次に、「両権分離」論を实践する結果、企業経営者は事実上国家所有権を完全に享有するか、または国家は全然経営権を手放さないか、そのいずれかである。このことは、所有権と経営権との分離の内在的矛盾、また利益追求のために両者が統一的に行使されるべきという内在的要請を強く示している、と。

こうなると、「両権分離」論の限界を克服するために、新たな理論の構築は必要とされたのである。

### III 法人財産権の法認とその法的構成

#### 1 法人財産権の法認

1981年に、梁慧星は、既に「企業法人と企業法人所有権を論ずる」という先駆的な論文において、「経済体制改革によって解決すべき問題は、まず企業が

(18) 陳慧谷「両権分離的困境与重構」中国法学会民法学经济法学研究会編『企業・証券・合同』人民法院出版社(1992)106,108頁。

社会生産力の基本単位として国民経済の中にあるべき独立した地位を有することを確立し、かつ法律上企業の所有権的資格を認めることによって企業に法人たる地位（法人格）を付与することである。つまり、全人民の所有する財産が国家所有に属するという前提の下で、企業は相対的所有権を享有し、独立した企業法人の資格をもって生産に従事し、流通に参加する。これは社会主義経済発展の法則が要求することである」と説き、法人所有権説を明確に示した<sup>(1)</sup>。こうした内容から明きらかなように、この法人所有権説は、もともと中国に法人制度を導入する合理性や必要性を論ずるために強く主張されたものである。中国に法人制度を導入し、法人所有権を認める根拠としては、「中外合資経営企業法」は既に合資経営企業に独立した法人所有権を付与したことなどがあげられている<sup>(2)</sup>。ただ、彼は、現代社会において絶対的所有権は存在しないことを理由に、国有企業の場合における法人所有権を相対的所有権と位置づける。これに対して、その後より進んで国有企業の法人所有権を絶対的所有権とする考えは示された<sup>(3)</sup>。

当初では企業法人所有権説に対して、主として次のような批判がなされていた<sup>(4)</sup>。まず、そもそも所有権の特徴の1つが排他性にあり、同一物に対して2つの所有権が存在しない。次に、企業法人所有権のような考えを認めると、企業財産に対する国家所有権の統一性は保てなくなる。さらに、その考えは、どのような所有制があれば、それに対応したどのような所有権制度もあるというマルクス主義の原理に反しており、中国には企業所有制が存在しないので、企業法人所有制の存在は当然あり得ない、と。

ところが、前述のように「両権分離」論の限界が顕著に露呈し、また株式制度の導入を内容とする国有企業の改革が深化してきたこともあって、「両権分離」論を突破し、国有企業に法人所有権を明確に法認すべきであるとの主張が多く見られるようになった。用語に関して、法人所有権のほか、それと同様な意味合いで法人財産所有権も用いられている。

こうしたなかで、1992年10月に中国の経済改革の目標は社会主義市場経済の

(1) 梁慧星「論企業法人与企業法人所有権」法学研究1981年第1期30頁。

(2) 同上。

(3) 沈敏峰「論法人所有権」佟柔主編『論国家所有権』中国政法大学出版社（1987）57頁以下、法学研究編集部編著『新中国民法学研究綜述』中国社会科学出版社（1990）307頁参照。

(4) 法学研究編集部編著・同上341-342頁。

実現であると明確に宣言された後、さらに1993年11月に開催された中国共産党第14期中央委員会第3回総会において採択された「中共中央の社会主義市場経済体制の若干問題に関する決定」(以下「決定」という)は、企業の財産権関係をきちんと整理し、現代的企業制度を確立することが市場経済を構築するための基本であると明言したうえで、明確に「法人財産権」の概念を打ち立てた。続いて同「決定」は、現代的企業制度の基本的特徴についてこう指摘した。すなわち、その1つは、企業内の国有資産の所有権が国家に属し、企業が国家を含む出資者の出資によって形成されたすべての法人財産権を享有すること、もう1つは、会社内で出資者の所有権と企業法人財産権との分離が有効に実現されうることである<sup>(5)</sup>。こうした政策的な規定は、1993年12月末に成立した新中国初の「会社法」に取り入れられ、同法の4条2項は「会社は社員・株主の出資によって形成されたすべての法人財産権を有し、また法に基づいて民事上の権利を有し、民事上の責任を負う」と規定している。なお1994年7月に制定された「国有企業財産監督管理条例」にも「企業は、法人財産権を有し、法に基づいて国家によってその経営管理を授けられた財産を独立的に支配する」という規定が設けられ、法人財産権の概念は導入された(27条)。

## 2 法人財産権の性質

中国会社法が法人財産権を法認した後、その法的性質を巡る法学者や経済学者の議論が活発に展開され、まさに「百家争鳴」の状況を呈している。それは、立法者が政策的な配慮で法人所有権を条文に明確に書き入れることを拒み、法人財産権という新しい法律用語を作り出したことに起因すると思われ

---

(5) 「決定」の起草段階において、国有企業財産権の問題をいかにして表現するかに関して、かなり議論があり、そのうち主に企業法人財産支配権説、企業法人所有権説および企業法人財産権説という3つの考えが争ったといわれる。企業法人財産支配権説は、表現それ自体が非常に曖昧だと批判され、余り支持を受けられなかった。企業法人所有権の表現を書き入れべきと考える者は、法人所有権と株主権との権利構造をもって企業とその出資者との法律関係を処理することは各国の民商法の通例であり、企業を本当の商品経営者にしようとするためならば、企業に独立した所有権を与えるべきであると強く主張した。法人財産権の表現を用いるべきとの考えは、いわゆる法人所有権でもなく経営権でもない説である(この詳細については次の(2)のところを参照、高尚全『中国経済制度創新』人民出版社(1993)6-7頁、孔祥俊「企業法人財産権研究」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料民商法学(1996)9月号41頁参照)

る。議論それ自体は、非常に多岐に亙っているので、その整理がかなり難しいところもあるが、ここでは、代表的であると思われる法人所有権説、法人所有権でもなく経営権でもない説と経営権説をみることにする<sup>(1)</sup>。

### (1) 法人所有権説

この説は、法人財産権は実質的に法人所有権であると主張し、多くの支持を受けている<sup>(2)</sup>。次にこの説を主張する一部論者の見解を紹介する。

#### ① 厲以寧の見解

中国への株式制度の導入を以前から積極的に主張する経済学者の厲以寧は、財産権と財産所有権が同様な意味を有し、「企業法人財産権」を用いるのであれ、また「企業法人所有権」を用いるのであれ、いずれも所有権を指し、意味の違いはないと述べる<sup>(3)</sup>。

#### ② 柴振国の見解

まず、柴振国は、中国の目指している現代的企業制度の確立がとりも直さず会社法人制度を中心とする現代的企業制度の確立であると強調する<sup>(4)</sup>。すなわち、中国において「民法通則」などによって、法人制度が導入され、国有企業の法人性が認められたが、しかし伝統的な体制の影響がなお根強く残っている結果、国有企業の財産所有権は明確に認められておらず、現実には多くの弊害が存在する。したがって現代的企業制度を確立することによってこそ、本当の意味で企業は法人格を付与され、独立の財産と自己責任を有し、かつその財産

- 
- (1) 法人財産権の性質に関する現段階の学説の分類につき、孔祥俊の分類によりつつ（「企業法人財産権研究」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料民商法学（1996）9月号42頁）、筆者なりに整理を加えた。
- (2) 法人所有権説を採る論者の見解につき、本稿で紹介されたものの以外は、周力「法人財産権与法人所有権」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料法学（1994）7月号85頁、李平「企業法人財産権探討」同（1994）11月号80頁、柴兆祥「論公司法人財産権の性質」同（1994）12月号79頁、張之光＝王亜範＝王振寧「關於法人財産権の幾個問題」同（1995）10月号61頁、余文海「再論公司法人の産権性質」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料民商法学（1995）1月号23頁、王建平「法人財産権研究」同（1996）10月号23頁、吳宣恭「論法人財産権」中国社会科学1995年第2期26頁など参照。
- (3) 厲以寧『股份制与现代市場經濟』江蘇人民出版社（1994）259頁、孔祥俊・前掲注（1）42頁参照。
- (4) 柴振国「現代企業制度与法人所有権研究」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料法学（1995）8月号74頁。

に対して法人所有権を持つことになる<sup>(5)</sup>。法人所有権の内容につき、それは中国の「民法通則」71条にいう企業法人が法により自己の財産に対し占有、使用、収益および処分の権利を意味すると説かれる。

そして、法人所有権と法人財産権との関係について、彼は法人所有権が法人財産権の主要な構成部分であり、法人所有権の客体が決して企業法人のすべての財産ではないととらえる<sup>(6)</sup>。つまり、法人財産権の主要な内容は、a. 企業が全出資者の出資で形成された企業法人の財産ならびに法人が経営活動で生じた資産の増加部分に対する財産所有権、b. 企業法人が法により有する用益物権と担保物権を含めた他物権、c. 企業が契約または法律規定により有する債権、d. 企業が法により有する知的財産権、などである。

### ③ 孔祥俊の見解

まず孔祥俊は、企業法人財産権につきどのような評価を下すにせよ、法人財産権の表現およびその規定が従来の企業財産権に関する考えと立法に対する新たな突破であり、実質的に所有権の内容を持つものと指摘し、その意義を高く評価する<sup>(7)</sup>。しかし、なぜ法人所有権ではなく法人財産権の表現が中国共産党第14期中央委員会第3回総会の「決定」に取り入れられたかとの背景について、彼はこう述べる<sup>(8)</sup>。つまり、その決定の起草段階においては、それまで企業経営権が法認されたが、しかし現実に企業に独立した財産を付与することの実現が難しく、こうした状況を変えるために、より適切な表現をもって企業の真正な独立した財産を実現させなければならないことは強く認識された。確かに法人所有権の表現はこうした役割を果たせるが、しかし法人所有権の表現はインパクトが強すぎて、国家の企業に対する所有権を弱め、あるいは否定するさえかもしれないという危惧を一部の人々に与えるので、政策立案者にとって受け入れられ難いものである。その結果、一種の妥協的な産物として、法人財産権の表現は用いられることになった、と。

さらにまた、従来と比べて法人財産権の表現は積極的な意義があると認められるべきであるが、しかしそれはあくまでも経営権から法人所有権へ移行するための過渡的なものにすぎず、この側面を見極めて、最終的には法人所有権を名実ともに法定化すべきだと強く説かれる。というのも、財産権という表現は

---

(5) 同上76頁。

(6) 同上77頁。

(7) 孔祥俊・前掲注(1)42頁。

(8) 同上41頁。

民法上人格権と対比して広い範囲を有する法律概念であり、法人所有権を用いず、法人財産権を用いることはただ概念の混雑さ・曖昧さを増すにほかならないからである<sup>(9)</sup>。

### (2) 法人所有権でもなく経営権でもない説

この説は、法人財産権を前記の「決定」に書き入れるのに当たって採用された考えである<sup>(10)</sup>。これによれば、法人財産権は経営権と法人制度の結合によって成立したものであり、企業経営権は国家の所有権に対するものなので、企業・国家間の権利義務関係の調整に重点を置いているのに対して、法人財産権は、企業が独立した法人として他の企業との間に生じた権利義務関係の調整に重点を置いている。企業法人財産権は、「企業法」と「メカニズム転換条例」の中に規定される経営権とうまく接続できるのみではなく、経営権の内容をさらに充実させることもできる。経営権と違うところは、2点があると主張されている。つまりその1つは「メカニズム転換条例」の中に規定される経営権に収益権能が含まれないのに対し企業法人財産権には収益権能が含まれること、もう1つは、「メカニズム転換条例」が国家が企業債務に対し連帯責任を負担するか否かにつき明確にしていないのに対し法人財産権の概念を用いることによって企業の債務に対する国家の連帯責任が明確に否定されたこと、である。この考えは、会社法が成立した後、法人財産権を巡る議論の中にもまた示し出され、法人財産権の意味について、さらにこう解釈をつけ加えた。つまり法人財産権は、その他の民事権利に対していう権利で、一種の法定された広義の財産権であって、所有権と関連する財産権、債権および知的財産権を含める<sup>(11)</sup>、と。

### (3) 経営権説

余能斌と李国慶は、その「国有企業財産権の法的性質の分析」という論文において国有企業の法人財産権が所有権ではなく、経営権とは変わりのない権利だとの見解を明確に示している<sup>(12)</sup>。理由付けはこうである<sup>(13)</sup>。まずは一部の

(9) 同上48頁。

(10) 高尚全『中国経済制度創新』人民出版社(1993)6-7頁、孔祥俊・前掲注

(1) 41頁参照。

(11) 洪虎「如何理解企業法人財産権」改革1994年第1期、孔祥俊・同上42頁参照。

経済学者は、英米などの国の経済学における財産権 (Property Rights) の概念を中国に紹介する際に、大陸法系においてほど、財産権と所有権との区別が英米法系では厳密にされていないことを利用して、法人財産権が法人所有権であるという間違った結論を出した。しかし中国の民法理論において財産権と所有権とは明白に区別されている<sup>(14)</sup>。次に、法人財産権が法人所有権ではないと解することは所有権の完全性と排他性によるものである。つまり、完全性とは内容上所有権が物に対する一般支配や他物権の源泉を意味する。排他性とは、1つの所有権が1つの主体のみによって有され、その他のいかなる人々が同一物に対して同様な内容の所有権を有せず、また所有権者による所有権の行使を妨げないことを意味する。その意味では、国有企業財産の所有権の主体は国家のみであり、企業自身ではありえない。さらに、法人財産権が経営権だと解することは、中国共産党の「決定」の精神と現行法規定の主旨に一致するものである。つまり、「決定」に企業の中の国有資産の所有権は国家に属すると明確に書かれており、また「民法通則」82条や「企業法」2条なども、企業財産権が経営権であることを明確に規定している。そのほか、現代的企業制度の特徴の1つは、所有権の権能と所有権の主体が分離するところにある。したがって、現代企業制度を構築するために、国家所有権の諸権能から一部の権能を分離させ、それを企業による自主行使のできる相対的独立した1つの権利として認める必要がある。こうして形成された権利は外ならぬ経営権である、と。

なお、1994年7月に制定された「国有企業財産監督管理条例」を解説した国務院国有財産管理局関係者も経営権説の立場に立つ<sup>(15)</sup>。

このように、法人財産権の性質や意味合いに関して、法学や経済学の立場からさまざまな議論が展開され、学説が錯綜しているが、他の2つの説と比べて、現在(1)の法人所有権説は比較的多く支持され、多数説の立場になりつつある。ただ、法人所有権説をとる立場においても、法人財産権を巡る理解に

(12) 余能斌=李国慶「国有企業産権法律性質弁析」中国法学1995年第5期82頁。

(13) 同上82-85頁。

(14) 『中国大百科全書・法学巻』によれば、財産権とは、人格権の対称であり、つまり民事主体が享有する経済的な利益を持つ権利を意味し、所有権を主とする物権、準物権、債権、知的財産権および婚姻財産権、労働財産権を含むとされる(33頁、同上83頁参照)。

(15) 孔祥俊・前掲注(1)42頁。

違いが見られ、厲以寧の見解は財産権に関する英米の経済学の考えの影響を受けた中国の一部の経済学者の考えをも示したものであると思われる。これに対して、他の2人の見解は、明らかに財産権に関する大陸法系の伝統的民法理論に立って示されたものである。また2)の説の内容をみると、それは実質的に1)の説とさほど変わらぬものではないかといつてよからう。政策的配慮のため、法人財産権という表現は中国共産党の「決定」に書き入れられたことを受けて、さらにそれも「会社法」の中に用いられるに至ったが、財産権に関する大陸法系の伝統的な民法理論を通してこそ、法人財産権の意味はより正確に理解されうるであろう。

#### IV 法人財産権と株主権

株主権(中国語=股権)に関して、中国会社法は、会社の株主が出資者として会社に出資した資本額に応じて、所有者として資産からの利益享受、重大な意思決定および会社管理者の選任・解任などの権利を有すると規定する(4条1項)。学説は、一般的に大陸法系における分類の仕方にしたがい、株主権を共益権と自益権に分けている。共益権として、例えば議決権(会社法106条)、臨時株主総会招集請求権(同104条3号)、株主の差止請求権(同111条)などがあるに対して、自益権として、例えば利益配当請求権(同103条7号)、残余財産の分配請求権(同195条3号)などがある。しかし、株主権がどのような性質の権利であるかについて、学説が分かれ、議論それ自体も前述した法人財産権の性質を巡る議論と強く絡む。ただ、株主権の性質に関する議論は、中国会社法が成立してからのことではなく、80年代後半あたりから既に始まったことに留意する必要がある。学説は、主として株主所有権説(株主共有説)、会社所有権説、二重所有権説および株式債権説に分かれる。

##### 1 株主所有権説

会社法が成立する以前にこの説を明確に主張した論者がいた。まず株式の本質について、株式が財産であるにほかならず、その以外のいかなる解釈は無用であるとの論者は考える<sup>(1)</sup>。つまり、株式は財産である故に、株式の所持者は会社の定款の範囲内に株式に対して財産の所有者の持つ権能を享有しうる。

(1) 孫志平「対股份及股份公司財産關係的再認識」中国法学1988年第3期15頁。

その意味で、株式は相続や売買の目的にされうるのみではなく、また質権の目的として債権の担保物にもなり得る。しかしながら、株式は財産であるといっても、伝統的な財産の意味だけではそれを解釈することができない。実際に株式という財産は株主の具体的な財産をもとに形成された抽象的な財産にすぎないと説かれる<sup>(2)</sup>。

そして、株主権の性質についてはこう考えられている<sup>(3)</sup>。すなわち、財産の株式化、ならびに法律が株式会社に独立した法人格を付与したことによって、株主がもはや財産の所有者ではなくなり、株式会社が財産の所有者の資格を取得したという錯覚は人々に与えられているようである。しかし、事実として株主は株式に対する財産的所有権に基づき具体的な財産を支配し、所有者としての権利を行使している。したがって、株主権は実質上財産的所有権である。

さらに、法人所有権と株主権との関係については、この論者は、株式会社の法人所有権が純粋な観念上のフィクションにすぎないと指摘する<sup>(4)</sup>。

このように述べたうえで、株式会社の場合は、株主が直接の生産領域から立ち退き、その財産が株式のかたちで表現されているが、しかしそれをもって株主が所有権を喪失したことをいうことができず、むしろ株式会社の財産が依然として株主によって共有されているとこの論者は結論づける<sup>(5)</sup>。

会社法が成立した後、この説と同様な考えを示したのは、法人財産権を経営権としてとらえる論者である<sup>(6)</sup>。それによれば、株主は会社の所有者たる地位に基づいてこそ、株主総会において会社の重要な事項について議決権を行使できるとされる。言い替えれば、株主が株主権を有するということは会社の所有者という理由によるにほかならないからである。

この株主所有権説は、とりわけ会社所有権説を主張する論者からの批判を浴びられている。つまり、こうした考え方は、法人否認論の立場に立って主張され、法理論上法人制度と全く相反するものであり、株主所有権説により物事を考えるとしたら、会社の独立した法人格や、独立した財産および独立した責任は無視される結果になろう、と<sup>(7)</sup>。

(2) 同上。

(3) 同上16-17頁。

(4) 同上17頁。

(5) 同上18頁。

(6) 余能斌=李国慶「国有企業産権法律性質分析」中国法学1995年第5期87頁以下。

(7) 楼建波「企業法人所有権の若干問題探討」中外法学1994年第4期3頁。

## 2 会社所有権説

現在、他の諸説と比べてこの説は比較的多く支持されているように思われる。この説によれば、会社が成立した後、会社に出資されたすべての財産は企業法人に属し、会社の株主は法律上もはや会社財産の所有権の主体ではなく、単に株主権を有することになる<sup>(8)</sup>。株主権は、株主がその出資によって取得し、法定したまたは定款の定めた規則や手続きによって会社の事務に参加し、ならびに会社から財産的利益を享有し、譲渡が可能な権利である<sup>(9)</sup>。と同時に、こうした権利は、債権でもなく、また物権でもなく、かつ知的財産権でもない、一種の独立した権利形態である<sup>(10)</sup>。つまり、この説では、株主権は、株主がその出資した財産の所有権を譲渡する対価としての民事権利であると強調される<sup>(11)</sup>。

そして株主権と法人所有権との違いについて、次の2点が説かれている<sup>(12)</sup>。まずはその権利の主体が異なることである。会社は法律上株主から全く独立した法律実体として存在する。次はその客体が異なることである。会社法人所有権の客体は会社財産であるのに対して、株主権の客体は株式である。

このように株主権と法人所有権との間に違いがみられるものの、両者が密接な関係にあることはいうまでもない<sup>(13)</sup>。つまり、その1つは、法人所有権が法人財産権の核心であり、法人財産権と株主権が互いに対価をなすものである。もう1つは、株主が株主総会において株主権の一内容である議決権を行使した結果を受けて、会社が法人所有権を含む法人財産権をいかに行使するかを決定する。

(8) 例えば、江平=孔祥俊「論股権」中国法学1994年第1期80-90頁、楼建波「企業法人所有権的若干問題探討」中外法学1994年第4期3頁、柴振国「現代企業制度与法人所有権研究」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料法学1995年8月号78頁、孫憲忠「公有制的法律實現方式」同1993年3月号102頁など参照。

(9) 江平=孔祥俊・同上77頁、楼建波・同上4頁。

(10) 楼建波・同上。

(11) これに対して、株主権は民事権利ではあるが、しかし民法上の権利ではなく会社法上の権利であると主張する見解もある（左羽=書生「公司法人所有権和股東的權利」中国法学1994年第3期33頁）。

(12) 楼建波・前掲注(8)4頁。

(13) 楼建波・前掲注(8)4-5頁。

当然だと思われるが、とくに法人財産権を経営権としてとらえる立場から、この説はなぜ株主が株主権を行使できるかについて明らかにしていないのみならず、しかも人々の株主権に対する理解をもより一層困難させると批判されている<sup>(14)</sup>。

### 3 二重所有権説

この説は、国家や法人および個人が株式会社の株式を持つことを通じて株主になり、会社の財産に対して共有する一方、会社が株主から投下された資本に対して所有権を有すると主張する。つまり、会社の財産は会社自身が持ち、会社は株主が共有する<sup>(15)</sup>。

この説をもう少し具体的に述べると、こうである<sup>(16)</sup>。すなわち、株式会社が法人所有権を有することは決して株主の所有権を否定することにはならず、この場合は、株主の所有権は単に収益権と部分処分権（会社法の規定する共益権）として現れるのにすぎず、もはや完全な所有権ではなくなる。しかし、実際に会社財産に対する支配権は、会社ではなく、株主に属する。というのも、会社および会社財産は法律の擬制した産物にすぎないからである<sup>(17)</sup>。

また、この説は、いわゆる一物一権主義という伝統的な民法理論に抵触するとの批判に対して、株式会社の財産の所有権の二元的構造がまさしく一物一権主義の会社財産関係における特殊の現れであると反論する<sup>(18)</sup>。

この説の最も意図するところは、国有企業が株式会社化された後も、国家の会社に対する所有権が消滅しないことを強調したいと推測される。

会社法が成立した後、この考えと同様なものとして思われるのは、出資者が出資した財産に対し所有権を有し、企業が法人財産権を有するという見解である<sup>(19)</sup>。

とにかく、この説はその最大な弱点が依然として一物一権主義に反するものと常に他の説を主張する論者から批判されている<sup>(20)</sup>。

(14) 余能斌=李国慶・同前掲注(6)。

(15) 王利明「論股份制企業所有権的二重結構」中国法学1989年第1期52頁。

(16) 同上。

(17) 同上。

(18) 同上・53頁。

(19) 劉春華「關於現代企業產權制度之檢討」政法論壇1994年第5期64頁以下参照。

#### 4 株式債権説

この説は、諸外国に共通する株式会社の実態たる会社所有と会社経営との分離から出発して、個々の株主が議決権の行使を通じて会社経営への参加をなしていないから、株主はもはや従来の意味における株主権を喪失し、会社に対する利益配当請求権のみを有する債権者になったとし、また株券ももはや株主の持ち分の所有を表すものではなくなり、単なる利益配当請求権などを表章するものにすぎないと主張する<sup>(21)</sup>。要するに株式債権化の結果、法人格を有する会社は、株主からその出資した財産の所有権を取得し、「法人所有権」の主体となる。このことは、中国の株式会社にも妥当し、株主会社は個々の株主から（株主としての国家からも）完全に独立した地位を獲得することができるとされる。さらに、そうして株式会社は、国家の所有にもまた個人の所有にも属さない、いわば「社会所有制」の性質を持ち、社会主義公有制の新しい形態となる<sup>(22)</sup>。

もともとこの説の論者は、当初は二重所有権説の立場にあったが<sup>(23)</sup>、二重所有権説を再検討する必要があるとし<sup>(24)</sup>、従来の考えを改めて、株式債権説に至った。しかし、現在中国にこの説を支持する者はほとんどいないようである。

株主権の本質、あるいは株式の本質をいかにとらえるかは、株式会社法理論において難問中の難問であり、従来からさまざまな学説が論争を交わしてきた。中国の場合は、民商法学者は、国家と国有企業との関係をいかに効率かつ合理的に調整するかという経済改革の背景から出発して、とりわけ株主権と会社の財産権との関係を重視し、上記のような諸説を展開している。株主所有権説（株主共有説）は、とりわけ国家の所有権の維持を極端に強調する余り、その結果国有企業が株式会社化されても実質的に従来の国有企業と変わらず、しかも法人制度を否定することにつながると批判される。他方、株式債権説は、

(20) 例えば、柴振国・同前掲注(8) 79頁、樓建波・同前掲注(8) 3頁など。

(21) 郭鋒「股份制企業所有権問題的探討」中国法学1988年第3期3頁以下。

(22) 同上・10-11頁。

(23) 王利明＝郭鋒「国有企業股份化与国家所有権」佟柔主編『論国家所有権』所収中国法政大学出版社（1987）。

(24) 郭鋒・同前掲注(21) 4頁。

国家からの干渉を極力避けるために株主の地位を会社の債権者と同様にとらえ、株主の会社に対する実質的所有者の地位を無視して、会社の完全な「法人所有権」を確立しようとする。二重所有権説は、上記2説の弱点を無くすために、会社の独自性を強調しながらも、国家の企業に対する所有権を損ねるべきではないという観点に立っている。しかし、支持者がいるものの、一物一権主義という伝統的な民法理論に抵触すると批判されているので、中国でこの説を支持する者の増加はそう望めないだろう。上記の諸説に対して、会社法の成立を契機に、会社所有権説は、多くの支持を獲得しつつある。この説は、社員権説という用語を使用してはいないが、実際にドイツや日本などで通説となっている社員権説とはそう変わらない。この理論をもって株主としての国家と株式会社化された国有企業との関係を説明することは実に巧妙であると思われる。

## V 法人財産権と国家所有権

会社法は、その4条2項に会社は社員・株主の出資によって形成されたすべての法人財産権を有し、法に基づいて民事上の権利を有し、民事上の責任を負うことを規定する一方、また同条3項に会社における国有資産の所有権が国家に属するものとする規定する。立法者は、ようやく法人財産権を明確に認めるに至ったのに、これと相矛盾する条文をなお設ける必要がどこにあるか。実にこれを理解するに苦慮する者は多いように思われる。

前述の株主権の性質に関する諸説のうち、株主所有権説と二重所有権説は、その立論の根拠の1つとして、単に法人所有権（法人財産権）を認めることが企業経営活動の短期化や非合理性を助長し、国家を含めた株主の権利と利益を害し、ひいては国家所有権、中国の社会主義公有制を害するに至ることを取り上げている。また、実際に株主会社化されていない国有企業でも経営者が独断専横で企業の財産を処分したり、国有企業の株式会社化の過程において国有財産の価値を過小に見積もったりするといったような国有財産の散逸（流失）問題も生じている<sup>(1)</sup>。おそらく立法者は、かような問題の発生に歯止めをかけるために4条3項のような規定を意図的に設けたと容易に推測されよう。

現在中国にはこの4条3項に規定される国有財産の意味を巡って、それは他

---

(1) 中国におけるかような国有企業の財産散逸の問題を指摘して、その解決を図るために現行法の不備を補い、新たな法的措置を講ずるべきと主張した文献と

の法律により国有財産とされる土地や自然資源などのような物を意味するとの解釈がある<sup>(2)</sup>。これに対して、ある論者は、こうした解釈に無理があるときっぱりと批判するとともに、この4条3項の規定を会社法から削除すべきであると主張する<sup>(3)</sup>。理由は、こう述べられている。つまり、まず会社法人が成立すると、その財産は1つの総体を構成し、出資者の財産が法律上法人財産になるので、会社の中の国有財産はもはや存在しない。次に国家がその投資した財産に対して所有権を有するのであれば、他の株主も同様にその投資した財産に対して所有権を有すると考えられる。そうなると、会社にはもはや財産が存在せず、独立した財産のない会社は当然法人にはなれない、と<sup>(4)</sup>。

確かに、会社の法人財産権を明確に認めた以上、この4条3項の規定は全くの蛇足であり、削除したほうが合理的であろう。他方、いうまでもなく国有財産の保護の問題を放置することができず、他の法律に委ねるかたちでその保護を図るべきである<sup>(5)</sup>。

## VI 結 語

以上、中国会社法における「法人財産権」の概念をめぐる議論を中心に、経済改革・開放政策が実行されてからの国家と国有企業との関係に関する理論と法の展開を述べた。中国会社法に「法人財産権」は明確に法定されたが、その解釈を巡る議論が沸騰する現象は、法人制度が「民法通則」によって中国に導入されたものの、その浸透がまだ十分ではないことを如実に物語っているといえよう。事実として、国有企業を株式会社化し、企業の独自の財産権または所

---

して、馮果「浅析經濟軌程過程中的『内部人控制』現象及其法律对策」法学評論1996年第6期38頁以下参照、また中国国有企業の財産の散逸問題を取り扱った邦文文献として、西村明「中国国有資産の評価と流失問題」会計1995年10月号65頁以下参照。

- (2) 樓建波「企業法人所有權的若干問題探討」中外法学1994年第4期8頁。
- (3) 柴振国「現代企業制度与法人所有權研究」中国人民大学書報資料中心・復印報刊資料法学1995年8月号82頁。
- (4) 同上。
- (5) 例えば、「国有企業財産監督管理条例」は1994年7月に既に制定された。また、国有財産の運営、管理を総括的に規定する「国有資産法」の起草作業は進められている（その詳細については「国有資産法」起草工作組編『国有資産立法研究』經濟科学出版社1995年参照）。

有権を認めることによって、企業財産を全人民が所有する（つまり国家が所有する）中国の社会主義経済の公有制は根底から否定されてしまうことになるのではないかと一部の人が危惧する。このような危惧は、「法人財産権」に対する理解をより複雑にしたと指摘できよう。確かに以前と比べてみると、今日において国有企業の財産権を巡る議論のイデオロギーの色合いが相当薄れており、純粋な法的議論が多くなったような気がする。この「法人財産権」を巡る議論は、中国でまだまだ尽きず、今後もまた続くと思われるので、今後の展開を見守りつつ、ひとまずここで本稿を終える。

本稿は早稲田大学特定課題研究助成費による研究成果の一部である。